

## 愛媛県教育委員会 5月定例会議事録

### 1 開会の日時及び場所

平成27年 5月12日（火）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 委員定数

6人

### 3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 関 啓三 委員 堺 雅子

委員 攝津眞澄 教育長 仙波隆三

### 4 欠席委員

委員 脇斗志也

### 5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 井上 正 指導部長 北須賀逸雄

教育総務課長 山本 司 教職員厚生室長 伊藤 理

生涯学習課長 上城戸裕子 文化財保護課長 藤田 享

保健体育課長 近藤正典 義務教育課長 吉田慎吾

高校教育課長 長井俊朗 人権教育課長 峯本陽子

特別支援教育課長 西原昇次

### 6 会議の概要

#### (1) 開 会（午前10時00分）

（委員長） ただいまから、教育委員会 5月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等はスイッチを切るなどしておいていただきますよう御協力をお願いいたします。

なお本日、脇委員は都合により欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

次に、委員の皆さんに提案をさせていただきますが、本日の議案のうち、議案第27号から議案第29号の委員の委嘱等3件及びその他の協議案件の表彰案件7件につきましては、いずれも人事案件であることから審議を非公開としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（委員長） それでは、そのように進行させていただきます。

まず、公開案件の審議に移ることといたします。事務局が資料を配布しますので少々お待ちください。

#### (2) 4月定例会議事録の承認

（委員長） 4月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆さん、よろしゅうございますか。

（全委員） 異議なし。

（委員長） 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。

続きまして、教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○愛媛県奨学資金貸付金返還請求訴訟の経過について

(委員長) 愛媛県奨学資金貸付金返還請求訴訟の経過についてお願いします。

(教職員厚生室長) 愛媛県奨学資金貸付金返還請求訴訟の経過について御報告させていただきます。1ページをお開きください。愛媛県奨学資金貸付金返還金の連帯保証人に対する訴訟につきましては、4月27日に県の請求を全面的に認める判決が言い渡され、控訴期限であります5月11日、昨日までに控訴がなされなかったため、本日5月12日付けで県の勝訴が確定いたしました。

なお、4月9日付けで本人に係る訴訟が県の勝訴で確定しておりますので、本人、連帯保証人ともに県の勝訴で確定したことになります。

以上、愛媛県奨学資金貸付金返還請求訴訟の経過についての御報告でした。よろしく願いいたします。

(委員長) ありがとうございました。ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

判決主文の3番のところに、この判決の1に限り仮に執行することができると思いますが、この点はどのように進められる予定ですか。

(教職員厚生室長) 確定判決までに執行ということなんですけれども、それは実施せずに、また判決をいただいた後もすぐ差押え等するのではなくて、さらに判決を基に払っていただけないでしょうかというふうな交渉をさせていただきます。それでもなお、お支払いされない場合には、強制執行、差押えですけれども、を検討していくというふうな今後なると思っております。

(委員長) ありがとうございました。ある程度柔軟性を持って対応することも大事なことだと思います。よろしく願いします。

ほか、ございませんか。特にないようですので、次に移りたいと思います。

○平成28年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

(委員長) 平成28年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施についてお願いします。

(高校教育課長) 平成28年度愛媛県公立学校教員採用選考試験について説明いたします。お手元の資料に沿って、説明いたします。

資料の「1 選考試験について」を御覧ください。第1次試験の実施時期については、7月22日水曜日から7月25日土曜日を予定しております。また、第2次試験については、9月2日水曜日から9月4日金曜日の実施を予定しております。

次に、選考試験の改善点について説明いたします。

まず、資料の2(1)「加点の変更」を御覧ください。加点の変更は、

3点です。1点目は、本県のスポーツ振興に貢献する優れた人材を確保するため、指導者としての実績を評価する加点を導入することです。中学校又は高等学校を受験する者で、当該試験区分の部活動を指導し、全国大会に導いた実績がある者に50点を加点することとします。2点目は、スポーツ分野での選手としての加点対象を、10年以内の実績に限定することです。3点目は、加点制度のもとで、特色ある人材の確保を図りつつ、教員としての資質・能力を有する者を幅広く採用するため、1人当たりの加点の上限を100点から50点に引き下げることです。

資料の「3 平成28年度愛媛県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験における加点制度について」を御覧ください。加点の上限の引下げに伴い、各加点項目について加点の引下げを行います。今まで100点の加点項目を50点、50点の加点項目を30点、30点の加点項目を20点、15点の加点項目を10点にそれぞれ引き下げることとしております。

最後に、もう一つの改善点でありますインターネットによる受験申込みの全面導入について説明いたします。今年度から、志願者は、原則としてパソコン又はスマートフォンを利用して、専用ホームページから出願をすることとなります。登録、出願、受験票の発行、合格発表等をインターネットを利用して行うことで、志願者の出願書類作成の利便性の向上を図りたいと考えております。

(委員長) ありがとうございます。新しい改善点もございますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(堺委員) 加点の点数の引下げということなのですが、これまで加点があって合格された先生方の追跡調査みたいなことはされているんですか。

(高校教育課長) 例えばスポーツによる100点加点において、これまで50名の者が合格し、現在43名が在籍しています。そのうち、実際に国体に選手として出場している者は3名です。ですから、すべての合格者が選手として直接国体に貢献しているとは言えませんが、指導者として、国体に多大な貢献をしております。また、部活動等での経験を踏まえて教員として、生徒の人間形成に寄与しているというところはあると思っております。

現在、愛顔のえひめスポーツ振興特別選考という採用もしておりますので、国体の選手確保等には、その別枠で採用された教員が貢献してくれています。また、県内で講師を務めておりますと国体に出場できますので、そちらの方でも直接的な国体への貢献はしてもらっています。

(堺委員) その他の加点対象者についても同様ですかね。

(義務教育課長) 過去9年間、平成18年度からの合格者、採用者の状況の中で、加点で採用したものが、小学校は加点による、加点制度を申し出て加点をして合格した者が63パーセント、中学校は35パーセント、養護教諭が17パーセントということで、加点制度は大きく影響しているものと考えております。

(委員長) ほか、いかがでしょうか。

(関委員) 今の教育の中で国際化ということが盛んに叫ばれていて、英語力、また正しい日本語力、こちら辺のそういう素養というか、能力というのが必要になってくると思うんですが、そういう意味でこの部分の加点を減らしたということに何か理由があるんですか。

(高校教育課長) 委員がおっしゃるように、今後、新テストの実施が予定されており、大学入試等の形態も変わりますので、これまで以上に四技能を非常に重視するようになります。リーディング・ライティングだけでなく、特にスピーキング・リスニングを重視するようになりますから、英語教育自体が大きく変容していくと認識しております。ですから、英語の様々な技能に秀でている教員を採用することは重要だと認識しておりますが、現実には、県立学校の場合、英語の採用試験に合格する者においては、TOEICの点数を加点している者がほとんどとなっている状況です。さらに、追跡調査をしてみますと、すべての合格者は、現在の50点加点でなく、30点加点としても十分合格圏内に入っていますので、他県の加点状況や、愛媛県の他の加点とのバランスも考慮して、今回加点を減じたものです。

(摂津委員) 6番目の複数の教員免許状の取得のところで、情報又は福祉の高等学校教諭の免許状保有とあって、そのところが高等学校の教員だけなんですけど、養護教諭とかも福祉に関係すると思うんですが、ここに○が付いていないのはどういうことでしょうか、説明していただけませんか。

(高校教育課長) 授業を行うということを原則として加点しております。養護教諭も特別非常勤講師として発令すれば授業はできるのですが、原則としては授業を行いませんので、福祉とか情報については、授業に関わるということを考慮して、養護教諭を除く教諭に限って加点をしております。

(攝津委員) はい、ありがとうございます。

(委員長) ほか、ございませんか。よろしゅうございますか。

それでは教育長報告2件につきましては、以上で終了いたします。

#### (4) 議 事

##### 議案審議

○議案第26号 平成28年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

(委員長) これからは議案審議に入ります。議案第26号平成28年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日についてお願いします。

(高校教育課長) 県立高等学校の入学者の選抜、県立特別支援学校高等部の入学者の選抜及び県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための

編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日については、例年、5月に定めることとしております。

お手元の議案及び資料に沿って、説明いたします。

議案の「1 愛媛県県立高等学校の入学者の選抜」の「(1)学力検査の検査教科及び出題範囲」について説明いたします。

まず、検査教科は、例年どおり、全日制課程では、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科、定時制課程では、国語1教科と、社会、数学、理科及び英語から入学志願者が選択する2教科の、合わせて3教科としております。

次に、出題範囲については、中学校学習指導要領に示されている内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

このほか、議案「1(2)学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、お示ししたとおりでございます。

また、「(3)通信制の課程及び専攻科」については、実施校が限られておりますことから、教育長が別に定めることとしております。

次に、議案の「2 愛媛県県立特別支援学校高等部の入学者の選抜」について説明いたします。

まず、学力検査の検査教科については、各県立特別支援学校の実態に応じて各学校において決定することとしております。

次に、出題範囲についてですが、本科については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている中学部の内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

専攻科については、特別支援学校高等部学習指導要領に示されている内容に即し、基本的事項について出題することとしております。

このほか、議案「2(2)学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、お示ししたとおりでございます。

最後に、議案の「3 愛媛県県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜」についてであります。 「(1)イの出題範囲」については、高等学校と同様であります。「(1)ア検査教科」「(2)学力検査等の期日及び合格者の発表の日」については、教育長が別に定めることとしております。以上、御審議をよろしく申し上げます。

(委員長) ありがとうございます。ただいまの点について、御質問等ございませんか。

例年と変わったところはないような感じがしますが。

(高校教育課長) はい、基本的に例年どおりでございます。

(委員長) 3番の中等教育学校の第4学年の欠員補充のところですが、現時点で欠員補充の試験が実施される可能性は高いのですか。

(高校教育課長) はい。欠員補充の試験は、例年の実績から推察すると本年度も実施されると予想されます。特に今治東中等教育学校について

は、欠員が若干増える傾向がございます。

(委員長) 特に御意見御質問等もございませんが、議案についてお諮りしますが、議案に異議ございませんか。

(全委員) はい。

(委員長) 全員異議ございませんので、議案第26号平成28年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日については原案のとおり可決決定をいたしました。

(委員長) ここから後は、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いします。

(委員長) 議案第27号を上程する。

○議案第27号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

(委員長) 議案説明を求める。

(生涯学習課長) 愛媛県社会教育委員である愛媛県小中学校長会及び愛媛県高等学校長協会の役員交代に伴い、その後任の委員を、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

(委員長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(委員長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(委員長) 議案第28号を上程する。

○議案第28号 愛媛県美術館協議会委員の任命について

(委員長) 議案説明を求める。

(文化財保護課長) 愛媛県美術館協議会委員である愛媛県小中学校長会長及び愛媛県高等学校文化連盟会長の交代に伴い、その後任の委員を、博物館法第21条の規定により任命する原案を説明する。

(委員長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(委員長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(委員長) 議案第29号を上程する。

○議案第29号 愛媛県教育支援委員会委員の任命について

(委員長) 議案説明を求める。

(特別支援教育課長) 愛媛県教育支援委員会委員である愛媛県特別支援学級設置学校長協会長の交代に伴い、その後任の委員を、愛媛県教育支援委員会設置規則第3条第2項の規定により任命する原案を説明する。

(委員長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(委員長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(5) その他

○平成28年春の叙勲について

(委員長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 平成28年春の叙勲候補者について、教育功労(7名)及び学校保健功労(1名)の推薦について説明する。

(委員長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(委員長) 了承する旨宣する。

○平成27年度教育者文部科学大臣表彰について

(委員長) 協議題の説明を求める。

(教育総務課長) 平成27年度教育者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(3名)の推薦について説明する。

(委員長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(委員長) 了承する旨宣する。

○平成27年度優良PTA文部科学大臣表彰について

(委員長) 協議題の説明を求める。

(生涯学習課長) 平成27年度優良PTA文部科学大臣表彰の被表彰候補団体(3団体)の推薦について説明する。

(委員長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(委員長) 了承する旨宣する。

○平成27年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰について

(委員長) 協議題の説明を求める。

(生涯学習課長) 平成27年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(1名)の推薦について説明する。

(委員長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(委員長) 了承する旨宣する。

○平成27年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について

(委員長) 協議題の説明を求める。

(文化財保護課長) 平成27年度地域文化功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者(1名)の推薦について説明する。

(委員長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(委員長) 了承する旨宣する。

○平成27年度学校保健文部科学大臣表彰について

○平成27年度学校安全文部科学大臣表彰について

(委員長) 協議題の説明を求める。

(保健体育課長) 平成27年度学校保健文部科学大臣表彰の被表彰候補者(2名)及び被表彰候補学校(1校)の推薦並びに平成27年度学校安全文部科学大臣表彰の被表彰候補学校(1校)の推薦について説明する。

(委員長) 学校安全文部科学大臣表彰の被表彰候補学校を最終的に選定

した要素について質問する。

(保健体育課長) 推薦する学校は、学校安全委員会が他校と比較してより計画的に開催されていることや、南海トラフ巨大地震に備え、地震・津波を想定した避難訓練を実施するなど熱心な防災教育、防災管理がなされている点などを考慮した旨回答する。

(委員長) 活動の回数と活動の時間において勝るという理解でよいか意見を述べる。

(保健体育課長) そうである旨回答する。

(委員長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(委員長) 了承する旨宣する。

(委員長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午前10時45分)

(委員長) 以上で、本日の議事事項が全て終了いたしましたので、教育委員会5月定例会を閉会いたします。